

## 家庭ごみの不適正排出への取組状況 及び今後の検討課題について

### 1. 不適正排出への主な取組状況（今年度の実施予定を含む）

#### （1）排出ルールの広報・啓発

不適正な排出が生じる要因の一つとして、「市民に正確な排出ルールが伝わっていないこと」が考えられるため、広報いちかわなどの媒体を活用した広報や出前説明会の開催など、様々な方法で市民への広報・周知を実施している。

##### ○広報いちかわ掲載

＜広報いちかわ（平成 28 年 4 月 16 日号）記事抜粋＞

**◆ごみ出しルールの徹底と  
不適正排出対策の強化**

市は排出状況が悪い集積所における個別指導や啓発イベントを実施し、ごみの不適正排出への対策を更に強化していきます。

ごみ集積所を利用・所有・管理されている方は、ルールを守り、きれいに利用してください。

**◎基本的なごみ出しルール**

① 12 分 ② 収集日の午前 8 時までに指定の集積所に出す ③ 「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「プラスチック製容器包装類」は本市の指定袋に入れる。

**問** 712・6317 循環型社会推進課

##### ○じゅんかんニュース掲載（年内掲載予定）

##### ○市職員による駅前における街頭啓発活動（ポケットティッシュ配布）

＜実施予定＞ ※一部実施済み

	平成 28 年 5 月	10 月	平成 29 年 3 月
配布回数（日数）	4 回	4 回	2 回
配布箇所（延べ）	40 箇所	40 箇所	20 箇所
啓発内容	ごみ出しルールについて	収集回数の削減について	
配布数	8,000 個	8,000 個	4,000 個

<ポケットティッシュのデザイン>

5月配布分

10・3月配布分

**ごみを出すときは・・・**

☆正しく分別(12分別)して、  
 ☆収集日の朝8時まで決められた集積所に、  
 ☆「燃やすごみ」「燃やさないごみ」  
 「プラスチック製容器包装類」は  
 市の指定袋に入れて出してください

市川市



市川市 平成29年4月1日からごみの  
**収集曜日と回数が変わります**

○燃やすごみ 週3回 ⇒ 週2回  
 ○燃やさないごみ・有害ごみ 週1回 ⇒ 月2回  
 ○ピン・カン  
 祝日も収集を行います(年末年始を除く)

Android iPhone

ごみの分別  
 アプリはこちら →



市川市

○排出状況の悪いごみ集積所への注意看板等の掲示

<ごみ集積所への掲示例>

**お 願 い**  
 ごみ出しルールを守りましょう!

- ごみは、正しく分別して、収集日の午前8時までにお出してください。
- 「燃やすごみ」、  
 「燃やさないごみ」、  
 「プラスチック製容器包装類」は、  
 指定袋に入れてお出してください。**

※指定袋以外で出されると収集されませんので、ご協力をお願いいたします。  
 指定袋は、スーパー、コンビニエンスストア等で購入できます。

- ごみ集積所は清潔に保ってください。

垃圾扔弃方法的要求

燃やすごみ用 (Burnable Garbage)  「可燃垃圾用」	燃やさないごみ用 (Non-Burnable Garbage)  「不可燃垃圾用」	プラスチック製 容器包装用 (Plastic Container and Wrapping)  「プラスチック製容器包装用」
---	---	--

- 垃圾要明确分类。请于早上8点之前将可回收物与垃圾扔到垃圾收集处。
- 分类后的垃圾要装入市里指定的垃圾袋。指定袋子，超市，你可以在便利店购买。
- 不遵守规则时，垃圾将不会被收集。垃圾收集点，请保持清洁。

市川市



## (2) 排出ルール違反ごみへの対応

排出ルールに違反して排出したごみであることを排出者に認識してもらうとともに、排出状況の悪いごみ集積所を特定していくため、排出ルールが守られずに排出されたごみについては、①収集作業時に注意シールを貼付して、取り残しを継続するとともに、特に排出状況が悪いごみ集積所の追跡調査を実施している。

また、昨年度の調査で排出状況が特に悪かったごみ集積所 約 800 箇所を中心に、平成 28 年 5 月から、②順次、ごみ集積所の現地において利用状況調査（午前 6 時から午前 9 時）を行い、排出ルールに違反する排出が認められた場合には、排出者へ直接的な啓発活動を実施している。

なお、③特に排出状況が悪いごみ集積所については、注意看板の設置や集合住宅の管理者への連絡等により改善を促している。

①	<p>収集運搬業者による追跡調査</p> <p>市内全集積所を対象に指定袋以外で排出されたために取り残している袋数を調査するもの。平成 28 年度は 7 月に実施し、804 箇所の集積所で 5 袋以上の取り残しが確認された。次回は、平成 29 年 1 月に実施する予定である。</p>
②	<p>業務委託による早朝の個別啓発</p> <p>平成 27 年度の不適正排出対策によって、指定袋を使用しない排出が 5 袋未満に改善しなかった約 800 箇所とその周辺について、早朝の啓発活動及び排出状況等の調査を実施する。啓発活動については、ルールに違反した排出をする者に啓発チラシを手交することで、ごみ出しルールの遵守を呼びかける。</p>

③	<p>市職員による追跡調査及び個別指導の実施</p> <p>①の収集運搬業者による追跡調査で指定袋を使用しない排出が5袋以上あるごみ集積所や、周辺住民等から苦情のあったごみ集積所について、市職員による調査と改善を促す掲示や集合住宅の場合は管理会社への連絡等を行う。</p>
---	--

## 2. 今後の検討課題

今後は、地域特性や各ごみ集積所の特性等も考慮して、次の対策を検討していく。

### (1) 未然防止対策の強化

#### ① 基本的な排出ルールの周知の徹底

(じゅんかんパートナー、自治会、集合住宅の管理者等との協力・連携のあり方、単身者や外国人への対応を含む)

#### ② ごみ集積所のパトロールや排出指導等によるごみ集積所の管理の強化

(敷地内にごみ集積所がない集合住宅におけるごみ集積所の設置のあり方、集合住宅の管理者等の役割・責任の強化を含む)

### (2) ルール違反ごみへの対応の厳格化

#### ① ごみの取り残し(収集しない)の徹底

#### ② ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の導入

(排出者の特定のための開封調査の実施を含む)

(参考)

市川市における住宅等の形態別割合（平成 25 年 10 月時点）

専用住宅				非専用住宅
共同住宅	一戸建	長屋建	その他	
65.7% (144,890 戸)	31.1% (68,660 戸)	2.1% (4,740 戸)	0.04% (90 戸)	1.0% (2,120 戸)

（資料：平成 25 年住宅・土地統計調査（総務省統計局））

転出入の状況（平成 27 年 1 月～12 月）

転入		転出		社会増減	
世帯数	人口数	世帯数	人口数	世帯数	人口数
22,727	33,114	18,993	30,334	3,734	2,780

外国人の世帯数・人口（平成 28 年 7 月 31 日時点）

外国人		外国人を含む総数		外国人の占める割合	
世帯数	人口数	世帯総数	人口総数	世帯	人口
7,313	13,975	235,381	480,369	3.1%	2.9%